

大和市柳橋ふれあいプラザ条例及び大和市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市条例第3号

大和市柳橋ふれあいプラザ条例及び大和市都市公園条例の一部を改正する条例

(大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正)

第1条 大和市柳橋ふれあいプラザ条例(平成5年大和市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和3年度における浴室の供用停止)

2 第16条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、浴室の供用を停止する。

(大和市都市公園条例の一部改正)

第2条 大和市都市公園条例(昭和45年大和市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和3年度における引地台温水プールの供用停止)

2 第38条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、引地台温水プールの供用を停止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。